

様似町介護保険福祉用具購入費等受領委任払い実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）に対し、福祉用具購入費又は住宅改修費（保険給付の対象となる費用部分に限る。以下「居宅介護福祉用具購入費等」という。）の受領委任払いを行い、利用者の一時的な負担軽減を図ることによって、制度の利用促進につなげ、住み慣れた地域・家庭で自立した生活を送る環境整備を進めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（対象者）

第3条 受領委任払いを利用することができる者は、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- （1） 介護保険料に未納又は滞納がない者。
- （2） 受領委任払いによりサービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）が受領委任払いの支払いに同意している者。

（受領委任払いに係る登録等）

第4条 事業者は、あらかじめ様似町介護保険居宅介護福祉用具購入費等受領委任払い届出書（様式第1号）及び様似町介護保険居宅介護福祉用具購入費等受領委任払いに係る誓約書（様式第2号）に記入し、町長が必要と認める書類等を添付して町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の届出書、誓約書に基づき、事業者の登録をするものとする。

3 町長は、前項の規定により事業者を登録したときは、様似町介護保険居宅介護福祉用具購入費等受領委任払い取扱事業者登録通知書（様式3号）により、当該事業者に通知するものとする。

4 事業者は、第1項の規定による届出書の記載内容に変更等が生じたときは、速やかに様似町介護保険居宅介護福祉用具購入費等受領委任払い変更（廃止）届出書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

5 登録の有効期間は、事業者として登録を受けた日から5年とする。

（居宅介護福祉用具購入費等の支給申請）

第5条 居宅介護福祉用具購入費等の支給を受領委任払いにより受給しようとする居宅要介護被保険者等は、様似町介護保険条例施行規則（平成12年3月13日規則第22号。以下「規則」という。）第20条第1項及び第21条第1項の規定に関わらず、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）（様式第5号）又は介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請

書（受領委任払い用）（様式第6号）に必要事項を記入し、町長が必要と認める書類等を添付して、町長に提出するものとする。

（決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに審査し、受領委任払いによる支給（不支給）を決定し、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給（不支給）決定通知書（受領委任払い用）（様式第7号）又は介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書（受領委任払い用）（様式第8号）により居宅要介護被保険者等に通知するものとする。

2 町長は、前項により支給を決定したときは、当該居宅介護福祉用具購入費等の自己負担額を除いた額を事業者に支払うものとする。

3 前項の規定により支払があったときは、居宅要介護被保険者等に対し、居宅介護福祉用具購入費等の支給があったものとみなす。

（自己負担）

第7条 居宅介護福祉用具購入費等の支給を受領委任払いにより受給する居宅要介護被保険者等は、当該居宅介護福祉用具購入費等の1割（法49条の2の規定に該当する者にあつては2割又は3割）を自己負担しなければならない。この場合において自己負担額に1円未満の端数があるときは、切り上げるものとする。

（受領委任払いの取消し）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、受領委任払いを取り消すことができる。

- （1） 居宅要介護被保険者等が第3条に規定する対象者でなくなったとき。
- （2） 居宅介護福祉用具購入費等の請求に不正があったとき。
- （3） 事業者が受領委任を誠実に履行できないと判断したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、町長が取り消すことが適当であると認めたとき。

（給付費の返還）

第9条 町長は、居宅要介護被保険者等又は事業者が偽りその他不正な手段により居宅介護福祉用具購入費等を受領したと認めるときは、当該支給額の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年12月4日から施行する。